

【会議名】

令和 5 (2023) 年度第 2 回三鷹市男女平等参画審議会

【開催日時】

令和 5 (2023) 年 10 月 3 日 (火) 午後 6 時 30 分～8 時

【開催日時】

三鷹市教育センター 3 階 第三中研修室

【次第】

- 1 開会のあいさつ
- 2 委嘱状の交付
- 3 会長・副会長の選出について
- 4 人権基本条例（仮称）について
- 5 その他

【出席委員】

11 名

【傍聴者】

3 名

【議事概要】

【中塚企画経営課係長】 令和 5 年（2023 年）度第 2 回目の三鷹市男女平等参画審議会を始めます。本日は、三鷹市男女平等参画審議会の新しい期の初めての会議になりますので、会長が選任されるまでの間、進行を務めさせていただきます。

（開催方法の説明等 省略）

それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。開会にあたりまして、河村市長から皆様にご挨拶を申し上げます。

（河村市長挨拶 省略）

【中塚企画経営課係長】 河村市長、ありがとうございました。

続きまして、本日より審議会委員をお願いする皆様への委嘱状の交付を行いたいと思います。それでは、河村市長、お願いいたします。

（委嘱状の交付 省略）

（委員及び事務局職員の自己紹介 省略）

(河村市長 退室)

【中塚企画経営課係長】 それでは、これより議事に移ってまいります。次第3、会長・副会長の選出についてです。会長・副会長は「三鷹市男女平等参画相談員及び三鷹市男女平等参画審議会に関する規則」の第4条により、委員の皆様による互選となっております。どなたかご発言はございますでしょうか。

【A委員】 通例ですと、学識経験者の方が会長に就かれているかと思います。前期も杏林大学教授でいらっしゃいます荻田委員に会長をやっていただいたため、今期も引き続き杏林大学教授の荻田委員ではいかがでしょうか。

また、副会長でございますが、前期に副会長を務められ、前会長と共に審議会をまとめていただいた渥美委員ではいかがでしょうか。

【中塚企画経営課係長】 ありがとうございます。ただいまA委員から、荻田委員を会長に、渥美委員を副会長にとの御発言がありましたが、ほかにご推薦などございませんでしょうか。ないようでしたら、お二方、お引受けいただけますでしょうか。

(荻田委員、渥美委員 承諾)

ありがとうございます。それでは、荻田委員と渥美委員をお願いをしたいと思います。皆様もご異議がないようでしたら、拍手をお願いいたします。

(拍手)

【中塚企画経営課係長】 ありがとうございます。それでは、正副会長が互選により決まりましたので、お二人から正副会長就任にあたりまして、ご挨拶をいただきたいと思います。まず、荻田会長からお願いをいたします。

【荻田会長】 このたびはご推薦いただき、ありがとうございます。私は、大学での専門は公衆衛生学ですが、学術機関、主に医学会連合や所属学会、それから杏林大学で、男女共同参画とダイバーシティ推進に関わる活動に携わっております。微力ではございますが、引き続き当審議会の円滑な進行と、運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞ皆様、活発なご議論の上、様々なご意見、ご提言をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

【中塚企画経営課係長】 ありがとうございます。続きまして、渥美副会長、お願いいたします。

【渥美副会長】 渥美です。私はこれまで幾つかの府県あるいは区市で、男女共同参画や少子化対策、子育て支援の条例策定に携わってまいりました。そうした知見を生かして、今

年度は3月に条例の案を提示するという大切な年度ですので、少しでも専門性で貢献したいと思っております。

1点、どこの自治体もタイトなスケジュールでなさっているので、スケジュール自体には別に異論はないですけれども、今の進め方ですと、おそらく12月に素案が提示されて、3月には議案という形だと思います。例年ですと、審議会の開催は、単年度に3回ですから、あと1回が2月頃の開催だと思いますが、そうすると、せっかく委員が集まっても、直接意見出しをできるのが2月だけになってしまいます。可能でしたら、素案をまとめる前に、原案という形で委員に提示していただいて、集まれる方だけでいいと思いますので、あと1回集まる場をつくっていただいて、そこで意見を出すという流れにさせていただく方が、皆さんの意見が盛り込まれるのでよろしいのではないかと考えて、意見を申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

【中塚企画経営課係長】      ありがとうございます。それでは、ここから進行を荏田会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【荏田会長】      ただいま、委員の皆様からのご推薦により会長に就任いたしました。皆様のご協力により審議会を運営してまいりたいと思います。改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を再開します。次第4「人権基本条例（仮称）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

【丸山企画経営課長】      私から資料1についてご説明いたします。現在、市では、人権基本条例（仮称）の制定に向けて取組を進めているところでございます。これまで男女平等参画審議会でも議題として取り扱わせていただいて、様々なご意見等をいただいております。前回、7月に開催された審議会では、条例制定に向けた基本的な考え方と条例の骨格案をお示しいたしまして、ご意見を頂戴したところでございます。本日は、条例制定のプロセスとして、市がこれまでに取り組んできました市民意見等の聴取につきまして、経過等をご説明したいと思います。

それでは、資料1をご覧ください。初めに、1の市民会議・審議会についてです。令和3年度から、男女平等参画審議会をはじめ、子ども・子育て会議や健康福祉審議会、みとか国際化円卓会議において、委員の皆様にご意見を伺ってまいりました。令和3年度は条例の検討を開始した年度であり、条例の目的や位置づけ、スケジュール等について説明し、ご意見を伺ったところでございます。令和4年度は、人権に関する課題や条例に盛り込むキーワ

ードを抽出するため、市民会議や審議会でのご意見を伺いました。そして今年度、令和5年度になりまして、条例の制定に向けた基本的な考え方と骨格案をお示しし、ご意見を伺ってまいりました。今後、開催される子ども・子育て会議や健康福祉審議会におきましても、条例の制定に向けた基本的な考え方と骨格案をお示しし、ご意見等をお伺いすることを予定しているところでございます。

2点目、市民ワークショップについてです。無作為抽出による市民1,000人の方にワークショップの参加依頼書を送付し、参加をご承諾いただいた市民の方73名で、令和4年8月に市民ワークショップを開催いたしました。開催にあたりましては、市から条例制定に向けた概要をご説明させていただいたほか、弁護士による人権に関する講演を行うなど、基礎知識を学んだ上で、ワークショップを行ったところでございます。大半の参加者に人権を身近に感じていただくことができたほか、合計108件のご意見やキーワードが集められたところでございます。

次に3点目、ヒアリング調査についてです。令和4年7月から9月にかけて、市内で活動する当事者の方や人権課題に取り組む関係団体の方等にヒアリングを行い、身近に感じる人権課題や必要とする支援、人権基本条例（仮称）に期待することなどをお伺いいたしました。具体的には、表に記載のとおり、市内の中学生や性的マイノリティ当事者、女性交流室の登録団体、認知症の親族の介護者、障がいをお持ちの方、外国籍市民の方、人権擁護委員、保護司会の方など、合計90人の方からご意見をいただいたところでございます。

次に4点目、基本的な考え方・骨格案についての意見募集についてです。令和5年7月14日から8月8日まで、条例制定に向けた基本的な考え方と骨格案に関する意見を募集し、市内外から48件の多様な意見が提出されました。

最後に5点目、「人権条例を考える市民の会」との意見交換についてです。有志の方によって勉強会の開催や市への提言などの活動が行われている市民団体の皆様と、意見交換も複数回行ってきたところでございます。要望書の提出や意見交換を通じて、市民の期待や提案をお聞きするなど、条例制定に向けた基本的な考え方や骨格案の作成にあたり、参考とさせていただいたところでございます。

こうしたプロセスにより、三鷹市人権基本条例（仮称）の制定に向けて幅広い意見を聴取するとともに、市民参加を得ながら取組を進めてきたところでございます。

以上が資料1の説明になりますが、今後につきましては、基本構想の改正や第5次三鷹市基本計画の策定に向けて、市に政策提案を行う市民ボランティアで構成された「市民参加で

まちづくり協議会（Machikoe）」の人権・男女平等参画グループの皆さんとも意見交換を行うほか、11月には公会堂の光のホールで市民フォーラムを開催するなど、条例制定に係る周知を図りながら、素案の作成に取り組み、パブリックコメントの実施を経て、令和6年3月の条例案の議会提出、議案提出に向けて取組を進めてまいります。

先ほど渥美副会長からお話がありましており、素案の案ができましたら、審議会を開催して、皆様からご意見を頂戴する機会をつくりたいと考えています。通常ですと、次回は2月頃の開催ですが、パブリックコメントも終わっている状況になりますので、素案の案の段階で皆様にお示ししてご意見等をいただく機会を、開催方法については書面か、対面かといったところは今後調整させていただき、設けたいと思っております。

【荏田会長】      ありがとうございます。ただいま事務局の説明がありましたが、ご質問などはいかがでしょうか。新しく委員になられた方は、特にご不明点など、ご自由にご質問ください。

【B委員】      確認したいのですが、今回から新しく入られた方たちは、この説明でお分かりになるのでしょうか。素案、基本的な考え方・骨格案について意見を募集しましたと言っても、素案等の内容はご存じなののでしょうか。何を話されているのか内容が分からない中、経過を聞いても、新しく入ってこられた方は何の話をすればいいのかわからず、すごく不安ではないですか。そこは確認したほうがいいと思います。

【C委員】      この議題は初めてで、事前に事務局から概要の説明はお聞きしましたが、人権基本条例（仮称）について、詳細には伺っていなかったもので、まず基本的なところで思ったのは、この条例は既に存在しているのでしょうか。存在しているのであれば、今回の改正のポイントや、目玉となる課題、論点を教えていただければと思いました。

【丸山企画経営課長】      人権基本条例（仮称）はまだ三鷹市には存在してなくて、新しく制定するために取組を進めています。先ほどのお話の中にもあったのですが、7月の当審議会で骨格案をお示ししました。そこに至るまでに様々な団体から市民意見等を伺ったことを、私から説明させていただきました。

今後のステップとしましては、11月に公会堂光のホールで、市民フォーラムを実施します。市が条例を作成していることを、広く市民の皆様にも知っていただく機会としたいと思っています。そして、さらなる市民意見を伺いつつ、条文に近いような形の素案を作り、パブリックコメントで広く市民意見を募集します。その後、年度末（令和6（2024）年3月）に議会に議案を提出して、お認めいただいた上で制定するというスケジュールを考えてい

ます。

これまでの背景といたしましては、人権につきましては、基本的には日本国憲法や世界人権宣言が原則となります。それに基づき、人権は個人の権利として尊重されるものという前提があるのですが、これまで三鷹市基本構想という、行政計画の最上位の計画になりますが、その基本理念の中で「人権の尊重」を位置づけて、人間の尊厳や自由・平等の実現に向けて施策、率先行動に努めてきたところです。しかし、近年、社会状況の変化等で、高齢化や子どもの貧困等に加え、ネット上の人権侵害など新しい人権課題が顕在化しているといったところで、改めて、全ての個人の尊厳が守られる社会の実現に向けて、人権基本条例（仮称）の内容の議論をしています。

骨格案につきましては、初めてご覧になられているかもしれませんが、先ほど言ったとおり、前文につきましては、日本国憲法や世界人権宣言の理念を前提としながら、昨今の人権課題も含めて、全ての市民の人権が尊重されるまちの風土を醸成するということを前文で宣言しています。

目的としては、人権に関する三鷹市の上位規範としていくこと、そして諸施策に通底する理念としていくこと、そして、人権を尊重するまちづくりに向けて、市や市民、事業者の皆様の責務を条例の中で明確にしていくこととしています。

それから、基本理念につきましては、同じ地域社会で生きる一人ひとりの違いを認識する、自己と他者の人権に対する意識を高めていくことで、だれもが生き生きと自分らしく暮らせるまちを実現していきたいというのが基本理念の1つ目。2つ目としては、誰もが不当な差別を受けることなく、安心して生きていける社会の実現を目指すとしています。

それぞれ、市の責務、市民の責務、事業者等の責務といった規定を考えておまして、権利侵害の禁止ということで、不当な差別的取扱いの禁止を条例の中に盛り込みたいと考えています。

それから、人権に関する施策推進のための市長の附属機関として人権に関する審議会を設置すること。相談・救済ということで、人権侵害に関する相談体制の強化を条例に基づいて図っていくといった内容を盛り込みたいと思っています。

今は、簡略的に記載していますが、次のステップは、もう少し条文に近い形で、12月に素案をお示ししていくというスケジュールで動いているところでございます。

【C委員】      ご説明ありがとうございます。大分背景が分かりました。これは多分、国とか世界人権宣言のレベルで理念があるものだと思いますが、その上にさらに三鷹市のレベ

ルでこういうものをつくるということは、どの辺りにその差分があるのかを教えていただければと思います。

【丸山企画経営課長】 先ほど言ったとおり、前提として、上位の部分で人権の理念というのがありますが、そういった差別がない社会や、人権が侵害されない社会が実現できていないという現実があります。それを地域に啓発することによって、生き生きと暮らせる社会を三鷹から作っていきたいという思いで条例を作成していくというところになります。

【C委員】 分かりました。実現のための具体的な施策を打つためのルールだという理解でよろしいでしょうか。

【丸山企画経営課長】 この条例で具体的な人権侵害に係る施策を規定するのではなくて、理念的な、包括的な条例ということで作ろうとしています。

【C委員】 初めてなので、もう1点だけ質問させていただきますと、審議会をつくるという記載がありまして、今この男女平等参画審議会で議論をしている位置づけというのは、男女平等参画の前提として人権の課題があるからという理解でよろしいですか。

【丸山企画経営課長】 そうです。先ほどいろいろな団体の皆さんにヒアリングをさせていただいたというお話で、人権課題は数多く存在します。ここは男女平等参画審議会です。で、男女平等に関することや、LGBTQに関連するところに着目してご意見等をいただいております。今後、作ろうとしているのは人権に関する審議会、条例制定後に人権に特化した内容を議論・審議していく組織です。

【C委員】 分かりました。どうもありがとうございました。

【荏田会長】 他にご意見やご質問はございませんでしょうか。D委員、いかがでしょうか。新しく入られて、今の説明に関してご質問などございましたら、お願いしたいと思います。

【D委員】 あまりこういうことを考える機会がなく、ここに参加させていただいて初めて、こういう団体があるということが分かりまして、まだ自分も勉強不足なので、今日は皆さんの意見をお聞きして、これから考えて意識を持っていきたいと思っています。

【荏田会長】 それでは、E委員はいかがでしょうか。

【E委員】 私も今回初めて参加させていただいているなかで、先ほどのC委員による質問および回答を通じて背景への理解が深まりましたが、改めて理解の確認をさせていただきます。

世界人権宣言のような基本理念がある中で、三鷹市として条例を定めていくことは、市民

にとってより身近に感じるという意味も多分にあるという理解で正しいでしょうか。

【丸山企画経営課長】 おっしゃる通りです。これまで多様な意見をお伺いしたときに、人権は難しいといった意見が出ましたが、話をしていく上で、様々な課題を教えていただきました。

この条例に何か三鷹市らしさをつけないのかというご意見も多かったのですが、この条例をつくり、三鷹から発信していくといったこと自体も三鷹市らしさだと、ヒアリングをしていて感じました。

【E委員】 ありがとうございます。では、もう1点、先ほどご報告いただいた、市民ワークショップから様々なシーンで意見を集められたということで、それを基にこれから、まとめられている最中かとは思いますが、例えばこのワークショップではこういう気づきが得られましたとか、これまでの活動を通じて集められた意見の中でポイントがあれば、そこを先行してお伺いすることは可能でしょうか。

【丸山企画経営課長】 ワークショップも、人権がテーマというところで、難しく感じられますので、三鷹市がどういうまちだったらいいですかという、抽象的なところから皆さんにアプローチをしました。そのまちを実現するためにどういった人権課題をクリアすれば良いかという、段階的な聞き方をして、条例に盛り込みたいキーワード、それから、誰もが安心して暮らせるまちのポイントは何ですかという2つをご意見として出していただきました。

やはり優しいまちとか、思いやりがあるまちといった、キーワードが最も多かったと感じました。自由で自分らしく暮らすとかというキーワードも多かったかと思います。

これをどうやって人権基本条例（仮称）につないでいくかという、条例の節々にそういったキーワードを使わせていただき、これはまだ決まったことではありませんけども、条例の名称も、これだと硬い印象もありますので、ここでキーワードを盛り込んだ名称の条例にするとか、あとは、条例の解説をするような逐条解説を作りたいと思っています。そういったところで、この条文に込められた思いを、市民の皆様から多くいただいた意見を反映していきたいなと考えております。

【E委員】 ありがとうございます。よく分かりました。では、もう1点、条例の制定に向け、今後どのような活動が予定されているでしょうか。具体的には、条例の正式名称や条文の検討以外に、ワークショップの開催といった市民にとって条例を身近に感じてもらうための情報展開や啓発活動なども同時並行で進めていく予定をされているでしょうか。



【石坂企画部長】 前期の委員の方に、8月に市民のワークショップをやるということで案内はしたところですが、方針転換があり、実施していません。先ほど課長が説明した去年の7月に行ったワークショップで、各団体の計90人から多様な意見を伺いました。また、今年7月から8月にかけて、先ほどありましたアンケートを実施しました。48件の回答があり、一定程度そこで皆さんの意見は集約できたと思っています。多様な方から、多様な意見がありました。条例制定にそもそも反対だという人もいました。条例制定に肯定的だが内容に対して不満がある方や、条例制定に期待しているというご意見もありました。全体的には反対が多かったですが、それを見ていくと、概ねの意見を把握できたのかなというところで、不特定多数の市民の方のご意見を聞くフェーズから、素案を持って皆さんにご意見を聞く、パブリックコメントをやる、議会の意見も聞くといったような段階に、シフトチェンジしたところもあります。

ただ、まだ条例制定について知られていないというのはおっしゃる通りだと思いますので、冒頭ありました、11月18日の市民フォーラムに木村草太先生をお呼びして開催しますので、そこで私どもの取組についても周知をしていきたいと考えています。また、ホームページでもアンケートを行っていますが、なかなか伝わらないところもありますので、定期的に広報を通じてアピールしていくというような取組は必要だと感じています。これまでの委員の方からも、条例制定について知られていないのではないか、市民に浸透していないのではないかという意見がありましたので、そこは真摯に受け止めながらも、きちんと情報提供はしていきたいなと思っています。

【荻田会長】 そのほかご質問、ご意見はございませんでしょうか。新任委員のF委員、いかがでしょうか。

【F委員】 今、様々聞かせていただきまして、令和3年度からこの件に関して動いていただいて、また、令和6年3月に制定を目指されているという流れが非常によく分かりました。一市民というような立場でしか、こちらの議題に、意見を出させていただくことしかできないのですが、非常に楽しみだと思いました。私は三鷹に転居してまいりましたが、平和という部分で非常に三鷹市の意識が高いと感じておりまして、次は人権課題に注力するのだと感じました。広報等でウクライナの方に、支援しているという記事を読みながら、非常に良い行動をされていると思います。

反対意見等もあるかと思いますが、まずは人権基本条例（仮称）が制定された後にいろいろな作動が起りやすいというか、様々な団体やグループが、この条例を土台としながら動

きやすくなる、それはとっても良いことなのではないかとも感じさせていただきました。

まずは、この審議会で皆様のご議論を学ばせていただきながら、より良い三鷹のまちづくり、またこの条例について、途中から最後のところで参加させていただいているわけですが、非常に学ばせていただける機会をいただけたということで、感謝でいっぱいでございます。少しでもお役に立てるようなと思っております。よろしくお願いいたします。

【荏田会長】      ありがとうございます。そのほか、何かございませんでしょうか。前期から継続されている委員の方々もぜひご意見をお願いいたします。

【B委員】      人権審議会を人権基本条例（仮称）成立後に作るという予定で進めているのでしょうか。

【石坂企画部長】      そうです。

【B委員】      それで聞きたいのですが、先ほど、基本的な考え方と骨格案について、多様な意見が出てきて、それが集約されてきていると感じるとおっしゃっていましたが、内容としてどういう方向性の意見が見受けられるのでしょうか。どのような意見が出てきているのかが想像できないので、教えていただきたいです。

【石坂企画部長】      これまで議会や、この審議会でも意見が出た中だと、例えば前文にある「まちの風土」って何でしょうか、「まちづくり」でもいいのではないかなというようにご意見はいただきました。これに関しては、人権に関する方向性、意識を市民や地域に根づかせていきたいという意味も込めて「まちの風土」としています。

また、ご意見が多かったのは、不当な差別的な取扱いの禁止についてです。そもそも差別は不当ではないのかというご意見ですけど、ただ、憲法 13 条でも、「公共の福祉」による基本的人権の制限があるといったところで、そういう意味では、憲法 13 条自体も不当な差別的取扱いを想定しているのではないかと考えています。

その他には、そもそも憲法で基本的人権が規定されているのだから、条例自体が要らないのではないかなという、ご意見もありました。一方で、条例でこういった理念を定めることによって、現状が改善されることに対する 1 つの契機になるのではないかな、という意見もありました。条例をいらないという人もいるし、期待していますという人もいました。

L G B T 理解増進法でも、多様な性に関する記述で、いわゆる性自認が、法律ではジェンダーアイデンティティに変わった経過があります。そうした議論の影響か、条例に多様な性に関する記述は要らないのではないかなという意見もありました。そういった幅広い意見がある中でどうすれば最適な記述ができるのか、多くの共感をいただけるのかというところ

ろなのかと思っています。

今、口頭で説明した個所は、資料の記述に対してもデリケートなところもありますので、次回の会議で、ご意見をまとめたものとその対応をお示ししたいと思います。

【B委員】 今のお話を踏まえて、例えば、既に日本国憲法や、世界人権宣言もあり、三鷹市でも自治基本条例で基本的人権の尊重という言葉は既に入っているから特に、人権基本条例（仮称）はいらないという意見と、真逆に、三鷹にも条例を作って使えるようになってほしいという意見というのは、一見対立しているようですが、深掘りしていけば、決して条例をいらないとは思っているわけではないし、もう既に国レベルで解決できているというふうに思えない現状があるわけですね。日本の女性の置かれている状況というのは世界レベルで見てもかなり低いですよ。そこを深掘りしていくと、そんなに対立している意見ではない。では三鷹はどうするかということで、ここのところを強調していきたい、ウェイトを置きたい、価値観を持っていきたいというのを、対立構造として固定して捉えるのではなく、対立から学ぶという姿勢を持てれば共通点を探していくことができるのかなと、お聞きしていて思いました。

【荏田会長】 いかがでしょうか。確かに置かれているウェイトについてはどう捉えたらよろしいでしょうか。

【石坂企画部長】 理念条例であるからこそ、分かりにくさもあります。私どもも、これまで議論をしていますけど、やはり私どもとしては、前文にどんなまちにしていきたいのかといったところの思いはきちんと込めていく必要があるだろうなと思っています。

その意味でいくと、例えば多様な性に関する条例等を個別に検討したらどうかという議論もありましたが、それぞれの人権課題に通底している不当な差別があります。例えば、権利の侵害や、アウティング、カミングアウト等は、決してLGBTQだけじゃなくて、認知症の方にも共通するところがありますので、そういったところについては私どもも明示して、市民会議・審議会等でご議論いただいた上で、議会にも提案させていただきたいと思っています。

さらに付け加えると、私どもは条例を制定して終わりだと思っていないというか、要するに条例の大きな理念の傘の下で、子どもの人権問題、こども基本法の関係、高齢者、認知症の問題、障がい者の関係など個別の分野についても、人権に配慮した記述のあり方を検討していきたい。そういった人権問題の契機になる1つの条例であると思っています。ですので、いろんな意見があって、根底の同じ部分を見ながら、多くの方の理解を得られるように見定

めていきたいなと思います。

【渥美副会長】 条例をつくるときは、蟻の視点と鳥の視点と2つの視点が大切だとよく言われます。今回の三鷹市の取組は、ボトムアップで丁寧にヒアリングを重ねておられるので、蟻の視点はばっちりだと思います。

あと、もう1つの鳥の視点として、要は人権基本条例の取組は多くの自治体で既になされているので、そういう市町村の条例の事例とか、今の議論のトレンド、そういう専門家的な視点については、スケジュールがタイトということもあって、弱いと思っています。

あと理念的というお話がありました。理念的であることは別にいいのですが、今のトレンドはアクションにどう結びつけるかということがすごく重要で、三鷹市の場合は、条例は理念系でも、審議会をつくられるというふうになっているので、この審議会これから三鷹市としてのアクションというのが議論を積み重ねられていくのだろうと僕は理解しています。

審議会をつくっている市町村も既に結構いっぱいあります。例えば近隣ですと国立市はもう二十数回、人権の条例に基づいて審議会の議論を積み重ねてきています。議事録は基本オープンなので、条例で審議会を作り、そこでどういうことが議論されているか、幾つか目ぼしい自治体をウォッチしてきたのですが、そうすると大きく3つテーマがあります。

まず、修正です。今回作っても、どんどん時代の流れによって変化していくので、まず修正は必ず積み重ねていきます。だから、今回の素案や原案は、そんなに僕はこだわる必要もないかとは思っています。

あと、修正に加えて、運用です。三鷹市としてどうやってそれを運用しているのかというのはすごく重要で、例えば国立市が実際になさっている、人権出前講座というのがあります。これは周知の意味合いがあるのですが、要するに次世代の子どもたちに人権の大切さであるとか、あるいは、人権侵害を受けたときにどう救済されるのかということをきちんと周知するための場というものを市が用意しています。人権出前講座は、海外でいうとヒューマンライブラリーという取組がすごく有名ですけど、要はいろんな属性の人たちをお招きして、自分の体験を話すという取組です。最近のトレンドはLGBTQの当事者ですが、僕の学生の頃では、「エレファントマン」という映画がありまして、象皮病と言われる特殊な病気の方が、どういう成育環境で、どういう経験を受けてきたのかと、やはり被害者の思いは普通に生きているとなかなか共有できない、当事者意識は持ちにくいので、話してもいいよという方にヒューマンライブラリーに登録してもらえると、派遣されるという取組です。こういう取組が国立市の人権出前講座という形で常になされていて、いじめの当事者の

方や、成人された方、LGBTQ当事者などのお話を聞く場があります。

条例を作って終わりではなくて、どうやってそれを周知するかとか、どうやって浸透していくのか、どうやって運用していくか、そこに一番、自分の研究の関心があるので、だから、ぜひ条例では、担当者の方の範囲で結構ですので、他市町村の研究はきちんとしていただいて、別に委員にそれを逐一見せていただく必要もないのですけども、ただ、それで良さそうなものは全部取り入れて、できるだけ運用できるような条例にしていきたいと思います。そうでないと、言葉遊びに終わってしまっていて、委員の人たちは条例に非常に詳しいのですが、全然市民には浸透しないという、あまり意味のない条例になるのはもったいないので、実際に使える条例というか、三鷹市としてはこういうことを今後計画していくというのが盛り込まれる条例になることを期待しています。

【荏田会長】 貴重なご意見ありがとうございました。

【石坂企画部長】 今回の渥美副会長のご意見の中で、「言葉遊び」という言葉が一番心に刺さりまして、私どももこれまでの検討のプロセスの中でどうしても市民の意見を、これとこれをくっつけてこういう表現にしようというふうにやっぱり考えがちになってしまいます。でも、そもそも何でこれを作るのかということになると、やはり市民の皆様に理解をさせていただいて、浸透させていく。そこが一番大事なのかなと思いました。

やはり今の、アクション系にしていくとなると、審議会が肝になっていくと思います。国立市の事例の審議会のところとは様子が違うのかと思いますが、これから子どもの人権など、幅広くやっていこうと、おそらくこの男女審での人権に関する課題も、人権に関する審議会でもフィードバックするようになると思います。そこは決して屋上屋を重ねているということではなくて、多様で、きめ細かな目で人権を見つめ直す、そういった機会になるかなと思っていますので、今、副会長のおっしゃっていた点を踏まえながら、制度設計をしていく必要があると思います。どうもありがとうございました。

【G委員】 これは今さら言っても仕方がないと思うので、反省を込めてなんですけれども、本当にたくさんの意見聴取をやっていただいてキーワードを探すという、市の職員さん側のアクションはとても積み上がってきたと思いますが、先ほどご報告にもあったとおり、やっぱり市民の方にいきなり人権について聞いても、日常的に人権を考えている人は、少ないと思うのです。不当な差別を受けた方とか、その現場を押さえた方たちは痛恨に感じているけれども、それ以外の方は、そこまで深く考えていない。だから、これだけ日本はまだアンコンシャス・バイアスがはびこっていて、女性の地位も上がらないというのが現状で、私

たちのこの審議会があるのだと思います。

キーワードを聴取するということに関しては良いのですが、先ほどおっしゃられたとおり、本来はこの審議会で、この人権条例をつくる時にどういうプロセスでやるかというオリエンテーションとかプレゼンテーションがあれば、そこで、意見を申し上げるべきことができたのですが、既に終わったプロセスについて意見するのはあまり意味がないと感じています。一点だけ申し上げたいのは、今回のこのヒアリングはパーツ、パーツで意見を聞いていますよね。国際化分野とか、民生委員とか、その多様な分野をジグソーパズルのように市民の声を聞き、その中で市の方たちがキーワードを拾い上げたということだと思うんです。

でも、私はもう少し通底している「人権とは」ということについて、我々市民はほとんど学習するチャンスもなく、民主主義も与えられた国ですから、あまり考えずにきているというのが現実だと思うんです。そういう意味では、今後こうした理念条例をつくる時は、まずインプット、市民に対して学習機会や情報提供を十分にやりながら、ヒアリングを同時並行でやっていくというようなやり方にすべきだったのではないかと、もう過去のことなので申し訳ないんですが、先ほどEさんがおっしゃったのは、本当にそのとおりだなと思ったので、補足をいたします。ここまで来たので、あとはもう素案が出た後に議会の皆様に期待をする、あるいはパブリックコメントで市民が頑張るしかないかなというのが率直な感想です。

1点、お願いですが、11月の木村草太さんの講演タイトルについて、今までは「憲法を暮らしに生かす」などありましたが、どのようになるのでしょうか。

【丸山企画経営課長】 まだ木村先生とも調整をしているところで、タイトルは未定です。木村先生にやっていただくというのもまだ公表はしておらず、現在、調整中です。

【G委員】 であれば、木村さんは憲法学者であるので、憲法を引き合いに出すと思うんですけれども、正直、私も木村さんの話は何回か聞いたことがあります、やっぱり憲法から入られると、市民としては、「そのとおりですね」で終わってしまうケースが多いと思うのです。木村先生のお話以外の部分で、三鷹市が考えている人権基本条例（仮称）の素案は出るんですか。

【丸山企画経営課長】 まだ出ていないです。

【G委員】 人権とはという本質的な話を、オリエンテーションとして、市からなさってもいいと思います。その後にこの人権基本条例（仮称）が出てくれば、市民もすごく学習チ

チャンスになると思うんです。一方的に憲法学者の木村先生のお話を聞いたということではなくて、このお話が三鷹市の基本条例につながるということだというイメージをできるような内容をぜひ揉んでいただきたいと思います。市民の方向けにやわらかくそういう話が木村先生におできになるかどうかは分かりませんが、要望です。

【丸山企画経営課長】 貴重なご意見ありがとうございます。おっしゃるとおりと考えていて、昨年8月に開催したワークショップも、いきなり人権というのは難しいので、先に人権について弁護士の先生にお話をいただいた上で、レゴブロックを使ってワークショップを行いました。人権という硬いテーマに対して、レゴブロックを使って自分を表現していただくとか、ご意見を言っていただくということで、少し柔らかくしようということで、一応工夫はしてきたところがあります。

これから木村先生とも具体的なところは詰めていきますので、基本的な考え方や骨格案といったところは既にお示ししながら、市としての思いも伝えながら、どういう内容にしていくかというのをこれから調整するところですので、今お話しいただいた内容を踏まえて、先生とも協議していきたいなと思っています。

先ほどの発言にもあったんですけども、作るところがゴールとは思っていませんので、作ってからも皆さんに周知、啓発させていただいて、条例に書いたこういう社会をつくりたいといった目的を達成できるのがゴールかなと思っています。作った後がさらに大変ということを肝に銘じて、運用も考えていきたいと思います。

【G委員】 三鷹市は、自治基本条例も、男女平等参画条例も早かった。それはやはり市の条例ですけれども、市民をメンバーとする審議会で協議を重ねて作られたものなので、市民の姿勢、三鷹市民として人権を大事にします、あるいは男女平等を進めます、市民参画・市民自治を進めますという市民の宣言にもなると思います。自治基本条例がほかの自治体には殆どないということを知らない市民のほうが圧倒的に多いのが現状です。ですから、もっと市民の意識を高めるという意味でも、人権基本条例を持つことの意味と価値をアピールしていただきたいなと思います。

【荏田会長】 ありがとうございます。ぜひ貴重なご意見を生かしていただければと思います。

【H委員】 一般的な三鷹市民の方に人権基本条例（仮称）をつくることの意味をより周知する活動の1つとして提案したいことがあります。Gさんがおっしゃったように、三鷹市として人権基本条例（仮称）を持つことにどういう意味があるのか、意義があるのかという

ことが一般市民にはわかりづらいんですよね。人権は大事、条例を作ることは良いこと、みんなが大事にされるまちは素敵ですねという感想はあるかもしれないが、実際何が変わるかがわからない人が多いと思います。

以前、詳しくは覚えていないのですが、国立市の人権条例を紹介していただいた際に、国立市が人権条例を制定したことで、具体例として、アイヌの方に関わる差別的な表現の落書きがまちにあったときに、その条例を基に市がすぐに対応して落書きを消したという話をお聞きした気がします。それを聞いて、そういうふうに役立つのだなと初めて思いました。皆さんも同じだと思います。

さっきお話もあったように、先に人権条例を制定し、活動している他市の具体的な事例を知れば、一般市民の方も、条例ができたことでこういうふうに市がよくなるのか、私たちの暮らしがよくなるのかということが分かりやすい、具体的になる、条例が自分たちの身近なものになるということがあると思います。その具体的な先にある例をまず調べて、紹介していただくことで、数が多ければ多いほどリアルに分かるのではないかなと思います。

それと、今の三鷹市の現状から、人権基本条例（仮称）ができたならこういうふうに変えられる、取組がより進められるという、できれば具体的な市の活動、様子が変わるのだということを紹介していただけると、条例をつくるということの意義がより分かるのではないかなと思います。

【丸山企画経営課長】 貴重なご意見ありがとうございます。国立市の件は承知しています。今、具体的にそういった事例が三鷹市内にあるかということ、私は聞いてはいないです。先ほどの資料1の3番のヒアリング調査で、様々な当事者や、関係する団体にお話を聞いた中で、人権侵害や人権課題といったのは当事者でないと分からない部分もあったりすると思います。誰もが分かるようなところで明らかに人目に付く人権侵害があれば、皆さん気づくと思いますけど、見えないところで起こっているということもあるかと思っております。

ヒアリングをした中で感じたのが、例えば車椅子で生活をされている方が、歩道を通っているときに、両側にガードレールと民家があって、歩道の真ん中に電柱がある所では、車椅子が通れなかったと仰っていました。これも、人権侵害されているようだというご意見もあったと思います。人権というのは全ての施策に通底するものと思っていますので、条例を作った後、もちろん市の内部で共有していきますので、様々な施策の中で、人権侵害していないかをチェックしながら施策を遂行する、業務を行うといったところにもなってくるかと思っています。個別具体的なことがすぐにお示しできないのですが、今言った電柱の例、バリア



フリーの優しいまちをつくるというのも1つの例なのかなと捉えています。

【石坂企画部長】 他市の例でいくと狛江市が、人権条例を持っているのですが、当時、市長のハラスメントがあったということを契機に人権条例を作りました。

そういう意味では、今回の私ども人権基本条例（仮称）は、先ほども1つの契機と言いましたが、市長が、新型コロナウイルスで子どもの貧困問題が見えてきたとよく言っていて、学校給食で一日の大半の栄養を取っている児童が少なからずいる中で、子どもの貧困を契機として子どもの人権を考えるというところが1つのきっかけでした。その前にも、個別の課題よりも、まず大きな理念としての考え方、あと、条例に基づく審議会で人権施策を推進していくという大きな傘をかぶせていく中で、個別の内容について取り組んでいくといったところが、三鷹の取組のオリジナリティと思っています。

ですので、絵に描いた餅に終わらせないような形で、H委員がおっしゃったような、個別の課題に対してきちんと応えていくような施策をやっていきたいと思っています。

【H委員】 今あったような、例えば車椅子の方の件で、電信柱をなくすことでその方の人権を守るといような、人権条例があるということで、それらが進めやすくなるという理解でいいですか。

【丸山企画経営課長】 そもそもバリアフリーのまちづくりは、施策としては既に実施していますが、当事者の方にとっては人権侵害されている問題だという意識を持って各施策に取り組んでいくというふうに理解していただければと思います。条例を作ったからといって、歩道の電信柱が具体的に何本減るところは、一概には言えませんが、そういう気持ちを持って全ての業務に取り組む必要があると思っています。

【H委員】 人権条例を持つことで、より暮らしがよくなる、人に優しいまちができるという説明は全く具体的ではなくて、よく分からないのです。もちろん電信柱が何本なくなりますというようなことを言って欲しいということではないのですが、他のことより優先させて円滑に人権に関わることに對しての事業を進めることができるようになるとか、人権条例を持つことで何が変わるのかというところが分かるといいなと思っています。

【石坂企画部長】 この条例ができたからといって、仮に令和6年4月1日になって、大きく何かが変わるというのは確かにはないと思います。やはり大事なものは、人権に関する意識をそれぞれ高めていくことだと思っています。それは、市が啓発していくだけでは出来なくて、いろんな事業者の方々のご理解が必要だと思います。正直言って私たちも手探りのところがありますが、どのようにやるかは、今後審議会もできますけど、この男女平等参画審

議会等も含めて、皆さんの人権に対する意識を効果的に高める施策を打っていけるのかを議論しながら進めていきたいなと思います。

【B委員】 Hさん、本当にいい提案をありがとうございます。本当にそう思います。今の三鷹市も、人権を全く気にせずに市政をやっているわけではなくて、やはりそこに注目しながらやっているということは、そのたびに出てきますよね。だから、この人権基本条例（仮称）を作るのであれば、それ以上のもの、そこで何がプラスアルファになるのかというところが見えてこない、どうかと思っています。

また、市の責務を読んでも、今の状況を言っているだけで、市はここのところで新しく取組をしますとか、方向性を打ち出しますというのが書かれていません。であれば、今の状況と同じなので、Hさんが言ってくださったように、この人権基本条例（仮称）をつくることで何が変わるのか、何が人権をプッシュしていく力になるのか、構造となるのかということをややはり考えていただきたいと思っています。

私が1つ提案したいのは、要するにこれは基本条例なので、市政に携わる人というのは、横断的に職員が人権意識を持って職務に当たられるということだと思います。そうすると、市の職員の人たちの人権意識というのをまずは高めるというのは、自分たちの組織だからできるはずで。自分の仕事は人権の視点から見たらどういった問題があるのか、人権的に見てもこれはやはり困った問題だと思っているという、それぞれ仕事をする中でそういった事は出てくると思います。その中で課題を集めて、みんなで協議しながら考えていく。ただ、講師を招いてその人の話を聞くというのではなくて、もっと実質的に市政の中に人権というものを取り入れて、人権の視点を培っていくということで、かなり三鷹らしい人権基本条例（仮称）になるのではないかなと私は思っています。答えは要らないです。私はそういうふうな考えを持っていますということをお伝えしているだけです。

【石坂企画部長】 答えは要らないということでしたが、私のほうから申し上げますと、職員の意識をどうやって高めていくかというのは、やはり重要な視点だと思っています。B委員も十分ご存じだと思いますが、職員は縦割りの意識があり、それぞれ自分のフィールドの中で守りに入って、他を拒絶しがちなところがあるのは、正直否定できません。

ただ、一例を挙げさせていただきますと、実は男女平等参画事業の関係部署で、連絡会を持っており、各事業の施策の進捗状況を共有しています。この間シンボリックだと思った事例として、議会の中で、本当に必要な人に情報が届いているのかといった質問がありました。それを連絡会の中で議論したところ、生活経済課の職員が、市の「みたかきつずナビ」とい

う子どもの情報発信のサイトを知りませんでした。そこで、横断的に子育て関連の事業の告知に活用していこうという事例がありました。

これは男女事業の事例ですけど、おそらく人権も同じようなことが必要かと思います。高齢の方のお困りごとは、私どもも、どの相談に繋がればよいか分からないところもあるので、部署同士の体制づくりもセットだと思っています。職員の体制も含めて工夫していかないと、皆さんの期待に応えることができないと思うので、そこは意見として受け止めたいと思います。

【荏田会長】      ありがとうございます。他にご意見はございませんでしょうか。

【C委員】      初めての参加でしたので、はっきり意見を申し上げられませんでした。皆さんの意見を伺って、大体近いご意見だなと感じました。

それで、やはり他の自治体でも同様の条例があるということと、今回、見せていただいた骨格案を見ると、それほど三鷹がユニークなことではなくて、どこの自治体にも当てはまる内容かと感じました。

それでいいということであれば、どこかの自治体で作った条例をコピーすればいいのではないのでしょうか。もし、それでいいのであれば、上位レベルの国の法律にしたほうがいいのかという話になるので、やはり三鷹市として、ユニークな部分というのは必要なのではないかなと思いました。

もう1つ、いろいろヒアリングや調査をされたという話ですけれども、三鷹市は今、人口十何万ですか。

【石坂企画部長】      約19万人です。

【C委員】      いろんな属性を持つ方々を満遍なくヒアリングできているかという点と、できていない可能性があるのではないかと。恥ずかしながら、私も10年ほど三鷹に住んでいるのですが、ヒアリングやアンケートなどがあるということを全く認識したことがなかったもので、そういう方がマジョリティなのではないかと思いました。例えば、おそらく国はいろいろ調査されていると思うのですが、基本は何かランダムサンプリングをすることによって、いろんな属性の人から意見を聞くというものをしていると思います。アクセスしやすいところから聞けば、たくさん数は集まりますが、それは特定のグループから意見を聞いている可能性があります。今回は時間の制約があるのかもしれませんが、基本的にはランダムに幅広く、例えば独身の人や、若い人のような忙しくてなかなか三鷹の広報の情報を見にいけないような人にアクセスするような工夫があったらいいのかなと思います。

最後にもう1つ、運用の話が出たのですが、今回のこれはかなり理念的な話なので、これを行動レベルに移す運用は全くイメージが湧きませんでした。例えば人権の意識を上げるということであれば、単純に考えれば、学校で教育の時間を持つとか、シンポジウムをやって意識を上げることが、一番実効性があるのかと思ひまして、そういったことと今回の条例がつながるのか、私も気になりました。

【丸山企画経営課長】 ご意見ありがとうございます。人権条例は近隣市ですと国立市や狛江市で同様の条例を既につくっており、もちろん参考にさせていただいているところがあります。三鷹らしさが一番出るのは前文や、目的といったところで、それぞれの自治体の特色が出てくるのかなと考えています。繰り返しになりますが、つくるプロセスも通して、三鷹らしさを表していきたいという考えの下で、これまで取組を進めてきました。

あと、ヒアリングにつきまして、先ほどご説明したところに我々はヒアリングをさせていただいたのですが、例えば、法務省の人権擁護局が出している「人権の擁護」という冊子がありまして、これを見ますと、主な人権課題ということで、17項目記載されています。「主な」を抜かすと、さらに多い数字になると思っていて、どこまで我々もヒアリングをすればいいかといったところは、当初、ヒアリングを予定するときに検討いたしました。ある程度、期間中にヒアリングできる数も限られておりまして、我々からアプローチできる団体を今回は選ばせていただいて、お話を聞いたところです。

聞いた内容としましては、やはり課題や支援策の話になるので、今回、理念条例で包括的に理念を定めるといったところもありましたので、11の団体にお話をさせていただきました。今後、人権に関する具体的な支援策等に対応していく場合には、さらに広いところにお伺いをして、必要な措置をしていく必要があるのかなとは思っています。

【C委員】 やはりアクセスしやすいところだと、バイアスというか、特定の意見に偏ってしまいますので、おそらく数はそんなに多くなくてもいいので、ランダムに幅広い層から意見を取るというチャネルはご検討いただければと思います。

【荏田会長】 渥美委員、ご発言お願いいたします。

【渥美副会長】 先ほどから三鷹らしさという言葉が出ていて、その言葉自体は別に良いのですが、ただ、今まで他の自治体が作ってきたものを見てくると、地域性にこだわり過ぎると普遍性を失いかねないです。人権というのはすごく普遍的なものなので、別に地域性がなくていいと思います。

僕は、三鷹らしさは先進性だとずっと思ってきました。ワーク・ライフ・バランス宣言を

今から 15 年前に全国で 7 つの市しかやっていない、なおかつそれがほとんど政令市である中で、三鷹市が手を挙げるという、そういうところに果敢に挑戦するというのが三鷹市政の特徴だと研究者として思ってきました。

ぜひ期待したいのは、他の自治体がやっていることを総覧した上で、他の自治体ではやっていないけど、今のトレンドから、これからはこういうことも必要になるのではないか、ということ盛り込んだ尖った条例ができると、他の自治体が三鷹ってすごいなと感じる条例になる。結局、こういうものは、僕は地域戦略だと思っているので、その条例が広まったら、そういう意識がある市に移住しようという、アピールするものになったらいいのではないかと思います。

【荏田会長】      ありがとうございます。次第 5 のその他に移ります。

前回の審議会で出席委員の方から、会議の進め方や委員からの提案などについてご要望やご意見をいただきました。この件に関して事務局のほうで資料を作成いただいていますので、説明をお願いいたします。

【丸山企画経営課長】      今、会長からありましたとおり、前回のご意見に基づきまして、参考資料の「三鷹市市民会議、審議会等における委員提案に関する運営要綱」をお配りしていますので、ご覧ください。こちらは、三鷹市の市民会議・審議会で、市から審議をお願いする案件以外にも、委員自らの発意によって議論を行うことができる提案制度について定めた要綱でございます。第 3 条のところ、意見の提案について定められているところでございます。第 1 項を見ますと、「市民会議等の所管課は、当該市民会議等の所掌事務の範囲内に関する事項について、主体的に意見が提案されるよう市民会議等を運営するものとする」、第 2 項では、「前項に定める意見の提案については、当該市民会議等で調査審議の上、その結論をもって行われるものとする」と定められています。

こちらの運用方法としては、まず、委員の皆様から、男女平等参画審議会で扱うテーマの提案を受け、2 番目として事務局、会長及び副会長において調整した上で、テーマについて議論をする場を設けるといった流れになると考えています。提案されたご意見については、第 4 条で、市は、計画等に反映するよう努めることとあります。

審議会で検討が必要であるテーマ等がありましたら、事務局、会長等までお知らせいただき、テーマに関して委員間での意見交換を設定するなどの対応で、意見、提案書をつくっていくといった流れもできますので、今後、活用できるのかなと思っています。

今日は制度内容をご紹介させていただきまして、今後こういったものを使って何かやっ

ていくというような、次のアクションが必要であれば、調整等をさせていただきたいなと思っています。

【石坂企画部長】 実はこれからの男女平等参画審議会のテーマでいくと、人権基本条例（仮称）もありますけど、男女平等の行動計画、これが改定の年度に当たりますので、これがメインテーマになると思います。

本日、初めての委員の方にも、いろいろ発言していただけて良かったと思いますが、継続いただいている委員とのギャップをどう埋めていくのかは、事務局としても留意しながら、事前に情報提供をしてみたいです。本当は座談会形式でお話したいですが、男女平等参画審議会は、地方自治法の附属機関で、調査審議する目的があります。そうは言っても、なるべく胸襟を開いて、率直な物言いができるような形で進めていきたいと思いますので、附属機関として、どういったやり方ができるか、これからも模索し続けていきたいと思っています。課長からご説明した提案制度もございますので、ご提案いただければ幸いです。

【荻田会長】 ありがとうございます。ただいま事務局の説明がありましたが、ご質問などはいかがでしょうか。

全体を通して何か皆様からございませんでしょうか。それでは、事務局にお返しします。

【中塚企画経営課係長】 荻田会長、ありがとうございます。

今後の予定については改めてお知らせいたしますが、次回の会議については、会長、副会長と相談した上で決定していきたいと思いますので、改めて、決定しましたらご連絡をしたいと思います。

【荻田会長】 以上で全ての議事が終了いたしました。本日は短い時間の中、活発な意見交換をいただき、ありがとうございます。審議会はこれで閉会いたします。ご協力、改めてありがとうございます。